

附属図書館谷村文庫蔵『勅修百丈清規』元刊本・五山版 - 元代江南禅宗と日元文化交流の歴史を解明する重要資料 -

京都大学人文科学研究所助手 古松 崇志

附属図書館谷村文庫には『勅修百丈清規』の元刊本と五山版の二種の版本が所蔵されている。まずはこの二つの刊本について、簡単な書誌情報を載せておく。

勅修百丈清規（元刊本）

谷村文庫 1-25 ヒ 2貴 二巻 二冊 元・至正三年(1343年)建安余氏刊 13行×23字 四周双边 注双行 有界 版心黒口 外寸27.0×21.0cm 版框19.6×12.3cm 巻頭/目録、官文書、元・至元二年(1336年)立石黄潜「百丈山大智寿聖禅寺天下師表閣記」、元・至元二年(1336年)欧陽玄序(補抄) 巻末/唐・陳翊「唐洪州百丈山故懷海禅師塔銘」、宋・楊億「古清規序」、宋・宗蹟「崇寧清規序」、宋・惟勉「咸淳清規序」、元・弑咸「至大清規序」、元・至元四年(1338年)東陽德輝後序 刊記(巻首目録末尾)「至正癸未良月余氏思庵刊行」(巻末)「不欺道人余贊子校勘刊行」/各巻余白に室町時代の書き込みあり

勅修百丈清規（五山版）

谷村文庫 1-25 ヒ 1貴 二巻 四冊 刊年不詳五山版 13行×23字 左右双边 注双行 有界 版心黒口 外寸26.8×18.5cm 版框21.5×14.7cm 巻頭/目録なし、ほかは元刊本に同じ 巻末/百丈懷海塔銘、四種の先行する清規序は元刊本に同じ その後元・至正七年(1347年)欧陽玄「加祖号跋」、元・一山了万書、元・延祐元年(1314年)晦機元熙書、元・延祐三年(1316年)杜本題、東陽德輝後序

『勅修百丈清規』とは、中国の禅宗寺院における儀式や生活を規定する規則集である「清規」のひとつであり、十四世紀前半、モンゴル政権

支配下の元代中国江南で編纂されたものである。二種の版本のうち、元刊本は中国も含めほかにまったく所蔵を聞かない天下の孤本であり、重要文化財級のきわめて貴重な価値を有し、京都大学所蔵の漢籍刊本のなかでも屈指の優品といえる。巻頭・巻末の刊記より、元代の順帝トゴン・テムルの治世に当たる至正三年(1343年)に福建建安の有名な書肆余氏によって刊行されたものであることが分かる。福建建安は南宋、元、明代にかけて中国における書物出版の一大中心地であり、とりわけ朝鮮や日本といった海外向けの販路をも持った書物版本の普及出版が盛んに行われた場所であった。それゆえ南宋、元、明代中国から朝鮮や日本に伝えられた漢籍刊本は建安刊本が圧倒的に多い。建安刊本は一般に営利出版を目的とする坊刻本として一段劣る刊本とみなされがちであるが、『勅修百丈清規』元刊本は、版刻は鋭く切れがあつて美しく、エディションとしても校勘の行き届いた非常に優れたものであり、元代建安刊本の中でも最高水準の刊本といえる。この刊本は日本に伝来後切り取られ、より大型の紙に貼付し、改めて装丁しなおされたものである。貼付した紙及び版框外に加えられた書き込みは明らかに室町時代のものであり、貴重な価値を持つ。

元刊本と五山版は、一昨年秋に本学附属図書館と総合博物館の共催で開かれた展示会「学びの世界 中国文化と日本」において初めて出陳され、観覧者に配布されたリーフレットに元刊本の写真が掲載された。また、そのカラー版図録には写真版と解説(筆者執筆)が掲載され



京都大学附属図書館谷村文庫蔵『勅修百丈清規』元刊本 刊記・順帝聖旨冒頭

た（平成十四年度京都大学附属図書館公開展示会図録『学びの世界 中国文化と日本』京都大学附属図書館、2002年、-4「禅籍と五山版」）。元刊本の存在自体は入谷義高氏の紹介（「元刊百丈清規について」『石濱先生古稀記念東洋学論叢』関西大学、1958年）によってつとに知られていたが、展示公開および写真版掲載はいずれも初めての機会であった。

私事に涉り恐縮であるが、筆者は数年前より附属図書館貴重書を調査する機会に恵まれ、折に触れて元刊本や五山版をはじめとする漢籍資料に触れてきた。そこで『勅修百丈清規』元刊本の現物に出会ったことが、元代禅宗史研究に着手するきっかけとなった。おりしも2001年春、京都大学文学部において、文科省科学研究費特定領域研究「古典学の再構築」の一環として日中韓三国の出版文化史の総合的な解明を目指す領域横断的研究会「日中韓版本研究会」が発足した。筆者は、『勅修百丈清規』の版本調査、さらにはその編纂過程の解明を具体的な研究課題として参加させていただくことになった。

研究をはじめて、『勅修百丈清規』は非常に重要な禅宗文献であるにもかかわらず、これまでその編纂状況の基本的な事実関係からしてきちんと分かっていないことが判明した。そもそも、時代背景となる元代の禅宗史自体が、ほとんどよく分かっていない。いわゆる中国禅宗史研究では、唐代や宋代の研究は重視されてきた

が、元代について突っ込んだ研究はほとんどない。それは何も禅宗に限ったことではない。一部のすぐれた研究を除けば、元代仏教史の研究全体が低調であったといえる。そこにはモンゴル政権による文化弾圧というひとつの先入観があった。ここ数年の内外の元代史研究の進展によって、そのような先入観がまったくの誤りであり、元代中国とは、モンゴル政権の意図的な政策によって文化振興が行われ、宗教勢力は全般に保護され大いに興隆した時代であったことが分かってきている。また、仏教のうち禅宗にしばってみると、元代仏教史では「崇教抑禅」、すなわち教宗（仏教の教学研究を重視する宗派）が禅宗を凌駕し、禅宗は一貫して冷遇されていたと考えられがちであった。とりわけ、モンゴル政権が南宋を滅ぼして江南を吸収した後、南宋時代に興隆していた江南禅宗は抑圧され、禅僧たちは反モンゴル意識を持つようになった、などと考えられもした。十三世紀後半より江南から盛んに日本へやって来た渡来僧たちを、征服者モンゴルの圧政から逃れてきた亡命僧であるとみる向きもあった。しかし、やはり近年の東洋史・日本史双方の実証的な研究の進展により、こうしたかつてのイメージは完全な虚構であることが明らかになっている。実はいくつかの資料から禅宗勢力もまた多くの宗教勢力同様に、政権との結びつきを求め、その既得権益の安堵が行われていたことが証明できる。ほかの宗派に比べて特に弾圧されたという形跡はなく、元代の江南禅宗もまた他宗派同様、全般に潤っていたと考えてよい。

さて、『勅修百丈清規』とその周辺に関わる文献を渉猟・収集し、研究を進めていくうちに、モンゴル政権のお墨付きを得た『勅修百丈清規』の編纂から刊行・流布をめぐる一連の動きこそが、元末における江南五山派の教団化・集権化を推進するきっかけとなり、江南禅宗史の一大画期となったことが分かってきた。ここでは、

筆者の研究過程の一端を紹介し、附属図書館に所蔵される魅力ある文献資料をいかに歴史研究に役立てることができるのか、一例を示してみたい。

『勅修百丈清規』編纂に至る経緯は、モンゴル朝廷の政治動向と大いに関係がある。西暦1328年、大元ウルスの都大都（現在の北京）でクーデタによって大カアンとして担ぎ出されたのが、武宗カイシャン（1307～1311在位）の王子で当時江陵（現在の湖北省）に流されていたトク・テムルであった。彼は父のカイシャンの死後、続く三代の大カアンの治世下では冷遇され、江南の各地を転々と流されていたが、その時に一時滞在したのが金陵（現在の南京）であった。そしてトク・テムルの大カアン即位後、金陵で滞在していた屋敷跡に、即位記念事業の一環として、政権の全面援助のもと大龍翔集慶寺という巨大寺院が建立された。その開山住持に任じられたのが『勅修百丈清規』編纂にも深く関わることになる笑隱大訥しょういんたいげんという禅僧であった。大龍翔集慶寺は官営寺院として、免税特権授与、寺院財産保護、度重なる大カアンからの賜り物など、当時考え得る最高水準の保護特権を享受し、江南禅宗五山寺院の上に立つことを意味する「五山之上」の称号を得た。そして、大龍翔集慶寺の僧と行宣政院（仏教統轄機関宣政院の江南の出先機関）の官が寺院の序列にもとづいて江南五山派禅宗寺院の住持を選任するという、人事権を掌握する特権も認められた。つまり、大龍翔集慶寺が江南五山派寺院の頂点に君臨することになったのである。ちなみにこの「五山之上」は我が国の五山制度でも導入された。これは南禅寺が龜山上皇の離宮であったことによるもので、夢窓疎石の門弟で中国通の義堂周信が足利義満に提案し、南禅寺を大龍翔集慶寺になぞらえたのであった。ただし、この事例は、新たに創建された相国寺を五山に入れるために、南禅寺を名目上「五山之上」にたて

まつたものであり、中国のそれとは意味を異にする。

大カアンのトク・テムルは1332年に若くして死に、その後順帝トゴン・テムルが即位する。このトゴン・テムルの治世に『勅修百丈清規』は編纂された。唐代に清規を最初につくったとされる百丈懷海とのえにしを持つ百丈山大智寿聖寺（現在の江西省北部）の住持東陽徳輝とうようとくき（彼はこれに先立つ1330年に住持となる。この人事自体が大龍翔集慶寺住持として栄達を遂げた法兄の笑隱大訥の画策による可能性が大きい。自分たちのつくる清規こそが唐代百丈懷海のつくった清規の正統な継承者であることを主張するために百丈山を勢力下に置くことが必要であった。）と笑隱大訥が協同で政権有力者に働きかけを行い、元統三年（1335年）七月十八日、トゴン・テムルの聖旨を得ることに成功する。『勅修百丈清規』冒頭目録の後には三通の官文書が載せられているが、その冒頭にこの聖旨が収められている。聖旨とは、「おおせ」を意味するモンゴル語ジャルリクの漢語訳で、大カアンが口頭でモンゴル語によって発した命令を文書化したもので、あらゆる法規・命令を超越する絶対的な権威・効力を持つ。モンゴル語の命令は、支配地の言語に応じ翻訳されるが、中国方面向けの場合は、当然のことながら漢語に翻訳され、それは当時の白話語彙を多く用いた独特の文体で綴られた。『勅修百丈清規』冒頭の聖旨はこのモンゴル語直訳体漢文で記されている。上掲写真の左側の一葉がそれであるが、漢文に少し親しんだことのある方なら、一見してこの文章が普通の雅文漢文とは語法を異にするものであることがお分かりいただけると思う。

この聖旨は、江南禅宗寺院の中で、東陽徳輝が新たに編纂した清規だけをただひとつ通行可能な清規として認可するという特許状であった。この特許状は東陽と笑隱らに与えられた。本書がタイトルに「勅修」を含むのは、こ

の聖旨を得て編纂されたものであるからにほかならない。東陽は、北宋時代の『禅苑清規』、南宋時代の『叢林校定清規総要』、元代の『禅林備用清規』という先行する三種の清規の内容を集大成する形で取り込みつつ、『勅修百丈清規』として新たに編纂を行い、笑隠らを中心とする大龍翔集慶寺での校正作業を経て、至元四年(1338年)ごろに完成にこぎつける。笑隠らの思惑通り、特許状聖旨を得た結果として、江南禅宗寺院では『勅修百丈清規』のみが使用されるようになり、上述三種の先行清規も含め、宋代以来各寺院において独自に用いられていた清規は完全に淘汰されてしまった。

以上のような状況は、この特許状を得たことの効力がまことに絶大であったことを示すものである。ただし、当時、カアン^{カアン}のトゴン・テムルはまだ幼く実権を持たない傀儡であり、朝廷ではメルキト族の実力者バヤンが軍事力を掌握し、彼と結んだ亡きトク・テムル^{カトシ}の皇后ブダシリが太皇太后として君臨していた。ブダシリは大蔵経の刊行なども行い、仏教をたいへん尊崇した女性であったことで知られるが、トク・テムルの不遇時代、夫と共に金陵に滞在したことがあり、即位後の大龍翔集慶寺創建にも関わっていた。笑隠らは、恐らくはブダシリあるいはその側近や政権有力者との関係を使って特許状を得ることに成功したのであった。

さらにほぼ時を同じくして、笑隠は大龍翔集慶寺の終身住持の特権と「釈教宗主兼領五山寺」の肩書きを与えられる。これはトク・テムル時代の特権をさらに強化する意味合いを持った。『勅修百丈清規』編纂と連動して、笑隠を中心とする大龍翔集慶寺が江南五山派寺院の頂点に立つことが再確認されたのである。これらの動きによって、江南五山派では大龍翔集慶寺を中心にして、寺格の序列に応じて住持を選任する集権的な教団体制が形成された。有名な五山・十刹・諸山という禅宗寺院の格付けもこの時期

に整備された可能性が高い。通説では五山十刹制度は南宋から存在したとみなされている。ところが、南宋にこの制度が成立したとの記述は、明初の文人官僚宋濂^{そうれん}による著述に初めてみえるものであり、南宋の同時代文献には現れない。杭州・明州(現在の寧波)にあった五つの禅宗大刹は、南宋朝廷から保護を受けており、当時から五山という称号があった可能性は考えられるが、五山・十刹・諸山という系統的な序列があったことまでは文献上確認できないのである。そもそも、宋濂の文章は史料性の高いものではあるものの、特に元以前の事柄については、すべてを鵜呑みにすることは危険である。また、日本に残る『扶桑五山記』には、最もまとまった中国五山に関する記述「大宋国諸寺位次」を記すが、その内容は明らかに元末・明初の状況を反映するものであり、南宋のものともみなすことはできない。

『勅修百丈清規』は完成後、非常に流行し、政府のお墨付きを得た清規の決定版として広く用いられた。現存する元刊本は附属図書館所蔵の一本のみであるが、元代のうちに何度も版刻されたことが分かっている。そして、『勅修百丈清規』の流行は、日本にも及んだ。当時、大陸と日本の間では盛んな交流が行われており、その担い手は新興の知識人でもある禅僧たちであった。禅僧の間では中国留学熱が起こり、中国からの高僧の来日もあいついだ。大陸で新たに出版された『勅修百丈清規』は、帰国した留学僧によってもたらされ、日本において覆刻版(五山版)が出版されている。建武二年(1335年,元・至元元年)より十年以上入元した経験を持つ古鏡明千が、文和五年(1356年,元・至正十六年)に京都において刊行したものが最初の五山版出版である。附属図書館谷村文庫に所蔵される五山版は、川瀬一馬氏の『五山版の研究』によると、この文和刊本に補刻が加わり、刊語が除かれたものとされる。日本では十本以

上の五山版が残存し、補刻も多くみられ、大量に版行されていたことが分かり、その流行ぶりをうかがわせる。また、南北朝・室町時代に五山学問僧によって盛んに講義も行われ、その内容の一部は抄物しょうものの形で残っている。

五山版は現存元刊本と行格を同じくし、本文の字句もほぼ同じであり、同一系統の版本とみてよい。それは校訂の行き届いた優れたものである。一般に『勅修百丈清規』は大正大蔵経版が従来用いられてきたが、大蔵経系統の版本は、不適切な改行などがほどこされ、誤刻も多くみられる明初刊本（『続修四庫全書』所収）の系譜を引いており、さらに明代万暦年間にいわゆる『北蔵』の統蔵部分より大蔵経に入れられるに当たって不適切な分巻が行われており、テキストとしてはよるべきではない。本書を利用する際には、原型をよく残し、校訂も行き届いた日本のみに残る元刊本・五山版によるべきなのである。五山版は元刊本と同一系統の版本と推定されるものの、版框サイズは異なり、元刊本にはない附録も加えられていて、双方の間に直接の親子関係はない。五山版の附録は清規成立過程に関する貴重な史料となるもので、重要な意味を持つ。日本で独自に編集されたものとは考えにくく、恐らく、現存する谷村文庫蔵元刊本とは異なる附録を増補した元刊本をもとに五山版が覆刻されたものと考えられる。もととなる附録を増補した元刊本の中国（恐らくは建安）での出版は、附録で最も新しい欧陽玄「加祖号跋」が書かれた至正七年（1347年）以後、最初の五山版が出版される文和五年（1356年）以前ということになる。古鏡明千による五山版出版は、大陸での附録増補本の出版より十年も経たないうちになされ、まさしく当時の最新版を出版したものだのである。

『勅修百丈清規』が日本で出版された時代は、足利政権と夢窓疎石門派によってまさに集権的な禅宗管理機構が整えられていった時代に当た

る。足利政権による五山十刹の序列整備は、暦応四年（1341年）に行われている。その翌年には、夢窓疎石の提案によって足利政権が天龍寺造営船を派遣している。さらに同じころ、足利政権初期において禅宗寺院を管理する機構として禅律奉行という組織が置かれたが、この組織は禅林では「宣政院」と呼ばれていた。また、鎌倉にも足利政権の禅宗管理機構が置かれ、その名称は「行宣政院」であった。宣政院はモンゴル政権の仏教統轄機関の名称で、行宣政院は江南杭州に置かれたその出先機関であった。組織の内実は別として、当時の日本禅宗叢林が元代中国の制度を強く意識していたことは疑いない。夢窓疎石の死後、春屋妙葩しゅんおくみょうはが門派の中心人物として活躍したが、足利義満の信任を得て康暦元年（1379年）に僧録に任じられ、五山十刹以下の禅宗寺院の住持任命権を握って、禅宗教団の頂点に立つことになる。こうした教団化の動きを日本独自のものと考えざるべきではなく、その模範はやはり大陸にあると考えるべきである。笑隠が中心となり大龍翔集慶寺を頂点とした元末の江南禅宗五山派の教団化、あるいはそれを受け継いだ明代初期の善世院の組織機構を意識したものであったと考えられる。『勅修百丈清規』は、日本五山の禅宗教団の根幹をなす制度が、元代の大陸の制度を模範として取り入れ、確立していく流れの一環として導入された可能性が高いのである。

谷村文庫所蔵の『勅修百丈清規』元刊本・五山版は、元代江南禅宗の制度・儀式を詳細に伝えるこの書物の最良の刊本であるのみならず、南北朝から室町時代にかけて日本の禅宗が元代中国の制度に範を採って学んだことを今に伝える実物でもあり、無二の貴重な文献資料なのである。（ふるまつ たかし）